

別記1 燧灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格	
小型機船 底びき網 漁業	手繰第1種 漁業 (機船手繰網 漁業)	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 690隻)	5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者	
			5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者	
	手繰第2種 漁業 (えびこぎ網 漁業)			5トン未満	燧灘及び松山市波妻ノ鼻と同市小館場島東端とを結んだ直線及びその延長線以東の伊予灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市関前、同市波方町小部又は同市菊間町(亀岡地区を除く。)に漁業根拠地を有する者
				5トン未満	燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市今治、同市大浜、同市来島、同市波方町波方、同市大西町又は同市菊間町(亀岡地区に限る。)に漁業根拠地を有する者
				5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項までに掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町、今治市桜井、同市吉海町渦浦、同市吉海町津倉、同市宮窪町、同市伯方町、同市大三島町又は同市上浦町に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
	手繰第3種 漁業 (貝けた網漁 業)		5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第3種 漁業 (戦車漕網漁 業)		5トン未満	今治市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡 上島町百貫島頂上を結んだ直線以東の燧灘 ただし、別記5表2の部1の項から15の項ま でに掲げる区域を除く。	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	手繰第2種 漁業 (自家用釣り 餌料びき網 漁業)	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 34隻)	3トン未満 31キロワット (旧馬力10) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者であつ て、一本釣り漁業 又ははえ縄漁業を 主業とする者
瀬戸内海 機船船び き網漁業	瀬戸内海い わし機船船 びき網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 36隻)	10トン未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上 島町江ノ島頂上を結んだ線及びその延長線以東 の燧灘	5.15～ 翌1.15	四国中央市川之 江、同市三島又は 同市寒川に漁業根 拠地を有する者
			10トン未満	四国中央市と新居浜市との境界から越智郡上 島町江ノ島頂上を見通した線、新居浜市と西条 市との境界から今治市梶島東端を見通した線及 び今治市と西条市との境界(大崎ノ鼻)から香川 県円上島頂上を見通した線の3直線並びに新居 浜市の陸岸(最大高潮時海岸線)により囲まれた 海域	10.1～ 翌3.31	新居浜市に漁業根 拠地を有する者
機船船び き網漁業	いわし機船 船びき網漁 業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 18隻)	48キロワット (旧馬力15) 以下	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
	さより機船 船びき網漁 業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 118隻)	48キロワット (旧馬力15) 以下	四国中央市川之江町余木崎から香川県伊吹島 赤崎見通し線と四国中央市土居町仏崎から越智 郡上島町江ノ島東端見通し線との間の陸岸(最大 高潮時海岸線)から5,000メートル以内の海域 と四国中央市土居町仏崎から越智郡上島町江ノ 島東端見通し線と今治市と西条市との境界点 (大崎ノ鼻)から越智郡上島町江ノ島東端見通 し線との間の海域	10.1～ 翌5.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				ただし、越智郡上島町江ノ島及び西条市東部地区地先における最大高潮時海岸線から 3,000メートル以内の海域を除く。		
ごち網漁業	一そうローラーごち網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 125隻)	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	燧灘 ただし、燧共第 106 号及び第 109 号漁場区域以外の共同漁業権漁場区域並びに別記 5 表 3 の部に掲げる区域を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
潜水器漁業	第一種共同漁業の目的とする水産資源を採捕する潜水器漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 63隻)	2トン未満 52キロワット (旧馬力20) 以下 2トン以上 4トン未満 110キロワット (旧馬力35) 以下 4トン以上 120キロワット (旧馬力40) 以下	漁業根拠地の第 1 種共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者であって、漁業権者の同意のある者
地びき網漁業	雑魚地びき網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 9隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1. 1～ 12. 31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
固定式刺し網漁業	かれい、ごち沖建網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 135隻)	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同市土居町地区地先海域のうち越智郡上島町江ノ島頂上と香川県伊吹島赤埼を結んだ線以南の燧灘 ただし、越智郡上島町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域を除く。	1. 1～ 12. 31	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域のうち越智郡上島町江ノ島頂上、同町魚島南端、同町高井神島南端及び今治市梶島東端を順次結んだ線以南の燧灘 ただし、越智郡上島町江ノ島、同町魚島、同町高井神島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500メートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、同市美濃島の周辺最大高潮時海岸線から 2,000	1. 1～ 12. 31	新居浜市、西条市ひうち、同市西条又は同市禎瑞に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域を除く。		
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、越智郡上島町魚島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メートル以内の区域及び今治市美濃島、同市小平地島の周辺最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の区域並びに共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市壬生川又は同市河原津に漁業根拠地を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先海域 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者
	かに建網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 119 隻)	定めなし	西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から越智郡上島町魚島頂上及び広島県田島南端を順次結んだ線以東の燧灘 ただし、越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から 3,500 メートル以内の区域及び今治市梶島、同市明神島、同市美濃島、同市小平市島周辺最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の区域及び共同漁業権漁場区域内を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
流し網漁業	えそ流し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 10 隻)	定めなし	燧灘	4.1～ 7.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
	あじ流し網漁業		定めなし	燧灘	4.1～ 7.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
	さより流し網	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数 22 隻)	定めなし	次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち漁業根拠地地先海域 ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点(余木崎) イ アの点と香川県伊吹島赤埼とを結んだ直線上同点 4,000 メートルの点 ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点 4,000 メートルの点 エ 新居浜市大島松ケ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上新居浜市大島松ケ鼻 2,000 メートルの点 オ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市又は西条市に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点 6,500 メートルの点 カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点 (大崎ノ鼻)		
			定めなし	次の1から4に掲げる海域のうち漁業根拠地先海域 1 次のアからクまでの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケからサまでの点を順次結んだ2直線とシからタまでの点を順次結んだ4直線との間の燧灘 ア 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点 (大崎ノ鼻) イ アの点と今治市小平市島南端とを結んだ直線上同点1,000メートルの点 ウ 今治市頓田川河口右岸と同市比岐島東南端とを結んだ直線上同市頓田川河口右岸2,000メートルの点 エ 今治市今治港東防波堤灯台中心点と同市竜神島灯台中心点と同市比岐島頂上とを結んだ直線上同市竜神島灯台中心点 1,900メートルの点とを結んだ直線上同市今治港東防波堤灯台中心点2,000メートルの点 オ 今治市竜神島灯台中心点と同市比岐島頂上とを結んだ直線上同市竜神島灯台中心点1,900メートルの点 カ 今治市宮窪町横島頂上と同市明神島北端とを結んだ直線上同市宮窪町横島頂上3,000メートルの点 キ 越智郡上島町津波島西端と今治市明神島東端とを結んだ直線上同越智郡上島町津波島西端2,000メートルの点 ク 越智郡上島町豊島南西端 ケ 越智郡上島町豊島東端 コ 越智郡上島町百貫島頂上 サ 広島県因島市地藏鼻 シ 広島県大崎下島東端 ス 今治市関前観音崎 セ スの点と今治市怪島東端とを結んだ直線と同市波方町梶取ノ鼻と広島県斎島南端とを結んだ直線との交点 ソ 今治市波方町錨掛ノ鼻と同市大西町八幡山頂上とを結んだ直線上同市波方町錨掛ノ鼻1,000メートルの点 タ 今治市大西町八幡山頂上 2 越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 3 越智郡上島町豊島及び同町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域	1. 1～ 12. 31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				4 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域 ア 今治市波方町錨掛ノ鼻 イ 今治市大西町八幡山頂上 ウ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点 エ 松山市白石（二ツ石）		
	さわら流し 網漁業	0隻 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数10隻）	定めなし	燧灘 ただし、別記5表4の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
		0隻 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数184隻）	定めなし	燧灘及び伊予灘 ただし、別記5表4の部に掲げる区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
	さごし流し 網漁業	0隻 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数9隻）	定めなし	燧灘 ただし、今治市怪島東端、同市波方町梶取ノ鼻及び同市関前観音崎の点を順次結んだ直線以西の海域（小部湾を含む。）及び別記5表4の部に掲げる区域を除く。	9.1～ 11.30	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
刺し網漁業	さっぱ刺し 網漁業	0隻 （許可又は起業の認可を受けている船舶の数5隻）	5トン未満 48キロワット （旧馬力15） 以下	次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の以東及び以北の燧灘 ア 西条市と今治市との境界点（大崎ノ鼻） イ 今治市平市島南端 ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点 エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点 オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を結んだ線の延長線と同市宮窪町友浦地先における最大高潮時海岸線との交点	4.1～ 11.30	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
	このしろ刺し 網漁業	0隻 （許可又は起業の	定めなし	次のアからカまでの点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち所属漁業地区地先海域	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市又は西条市に漁業根拠地を有す

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		認可を受けている 船舶の数 78隻		<p>ア 香川県と愛媛県との最大高潮時海岸線における境界点（余木崎）</p> <p>イ アの点と香川県伊吹島赤崎とを結んだ直線上同点4,000メートルの点</p> <p>ウ 四国中央市具定町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界点と越智郡上島町江ノ島西端とを結んだ直線上同境界点4,000メートルの点</p> <p>エ 新居浜市大島松ヶ鼻と越智郡上島町魚島東端とを結んだ直線上新居浜市大島松ヶ鼻2,000メートルの点</p> <p>オ 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界点と今治市梶島西端とを結んだ直線上同境界点6,500メートルの点</p> <p>カ 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点（大崎ノ鼻）</p>		る者
			定めなし	<p>次の1から4に掲げる海域のうち漁業根拠地先海域</p> <p>1 次のアからクまでの点を順次結んだ7直線、クからケまでの最大高潮時海岸線及びケからサまでの点を順次結んだ2直線とシからタまでの点を順次結んだ4直線との間の燧灘</p> <p>ア 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界点（大崎ノ鼻）</p> <p>イ アの点と今治市小平市島南端とを結んだ直線上同点1,000メートルの点</p> <p>ウ 今治市頓田川河口右岸と同市比岐島東南端とを結んだ直線上同市頓田川河口右岸2,000メートルの点</p> <p>エ 今治市今治港東防波堤灯台中心点と同市竜神島灯台中心点と同市比岐島頂上とを結んだ直線上同市竜神島灯台中心点1,900メートルの点とを結んだ直線上同市今治港東防波堤灯台中心点2,000メートルの点</p> <p>オ 今治市竜神島灯台中心点と同市比岐島頂上とを結んだ直線上同市竜神島灯台中心点1,900メートルの点</p> <p>カ 今治市宮窪町横島頂上と同市明神島北端とを結んだ直線上同市宮窪町横島頂上3,000メートルの点</p> <p>キ 越智郡上島町津波島西端と今治市明神島東端とを結んだ直線上越智郡上島町津波島西端2,000メートルの点</p> <p>ク 越智郡上島町豊島南西端</p> <p>ケ 越智郡上島町豊島東端</p> <p>コ 越智郡上島町百貫島頂上</p> <p>サ 広島県因島市地藏鼻</p> <p>シ 広島県大崎下島東端</p> <p>ス 今治市関前観音崎</p> <p>セ スの点と今治市怪島東端とを結んだ直線</p>	1. 1～ 12. 31	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				<p>と同市波方町梶取ノ鼻と広島県齋島南端とを結んだ直線との交点</p> <p>ソ 今治市波方町錨掛ノ鼻と同市大西町八幡山頂上とを結んだ直線上同市波方町錨掛ノ鼻1,000メートルの点</p> <p>タ 今治市大西町八幡山頂上</p> <p>2 越智郡上島町魚島、同町高井神島及び同町江ノ島の周辺最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域</p> <p>3 越智郡上島町豊島及び同町百貫島の周辺最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域</p> <p>4 次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を結んだ直線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域</p> <p>ア 今治市波方町錨掛ノ鼻</p> <p>イ 今治市大西町八幡山頂上</p> <p>ウ 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>エ 松山市白石（二ツ石）</p>		
	きす、かます 刺し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数183隻)	5ト未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	<p>次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の 以東及び以北の燧灘</p> <p>ア 西条市と今治市との境界点（大崎ノ鼻）</p> <p>イ 今治市平市島南端</p> <p>ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点</p> <p>エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点</p> <p>オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を結んだ線の延長線と同市宮窪町友浦地先における最大高潮時海岸線との交点</p>	4.1～ 11.30	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市（今治市関前、同市波方町小部及び同市菊間町を除く。）に漁業根拠地を有する者
	ぼら囲い刺 し網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数137隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
袋待網漁業	いかなご袋 待網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数16隻)	10ト未満 160キロワット (旧馬力60) 以下	漁業根拠地地先最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数239隻)	5トン未満 210キロワット (旧馬力70) 以下	漁業根拠地の第1種共同漁業権漁場区域内	10.10～ 11.20	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
	いゆ玉漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数115隻)	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域	4.1～ 6.30	四国中央市に漁業根拠地を有する者
			定めなし	次の各点を順次結んだ4直線とアオ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界 イ アから今治市梶島頂上を結んだ線とウから同市平市島頂上を結んだ線との交点 ウ 新居浜市白石鼻沖浮標から真南の線上同浮標から300メートルの点 エ オから越智郡上島町江ノ島頂上を結んだ線とウから香川県観音寺と同県豊浜の中央を結んだ線との交点 オ 新居浜市と四国中央市との境界	4.1～ 6.30	新居浜市、西条市ひうち、同市西条又は同市禎瑞に漁業根拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先の最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域	4.1～ 6.30	西条市吉井、同市壬生川又は同市河原津に漁業根拠地を有する者
			定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域	4.1～ 6.30	今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者
すくい網漁業	いわし、いかなご、さつばたきよせすくい網漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数28隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者
たこつば漁業	たこつば漁業	0隻 (許可又は起業の認可を受けている船舶の数138隻)	定めなし	所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域 ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
えむしこ ぎ漁業	えむしこぎ 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 39隻)	定めなし	所属漁業地区における最大高潮時海岸線から 3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市ひう ち、同市西条又は 同市禎瑞に漁業根 拠地を有する者
			定めなし	西条市西部地区地先における最大高潮時海岸 線から3,000メートル以内の海域 ただし、西条市氷見と同市今在家との境界か ら今治市梶島東端を結んだ直線以東の海域及び 西条市と今治市との境界(大崎ノ鼻)から香川県 伊吹島中央見通し線を結んだ直線以北の海域並 びにえむしを内容とする第1種共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	漁業根拠地地先における最大高潮時海岸線か ら3,000メートル以内の海域 ただし、えむしを内容とする第1種共同漁業 権漁場区域を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
空釣りこ ぎ漁業	文ちんこぎ 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 6隻)	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	燧灘のうち瀬戸内海漁業取締規則第3条の規 定に基づく解禁区域内	12.1～ 翌3.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
はえ縄漁 業	たい、はも、 あなごはえ 縄漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 219隻)	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者
	ふぐはえ縄 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 218隻)	定めなし	燧灘	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
			定めなし	燧灘及び伊予灘	1.1～ 12.31	今治市関前、同市 波方町小部又は同 市菊間町に漁業根 拠地を有する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
ほこ突き 漁業	火光利用ほ こ突き漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 29隻)	定めなし	漁業根拠地の共同漁業権漁場区域内	1.1～ 12.31	四国中央市、新居 浜市、西条市、越智 郡上島町又は今治 市に漁業根拠地を 有する者
まき餌釣 り漁業	まき餌釣り 漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 船舶の数 69隻)	定めなし	四国中央市川之江地区、同市三島地区及び同 市土居町地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	四国中央市に漁業 根拠地を有する者
			定めなし	新居浜市地区及び西条市東部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	新居浜市、西条市 ひうち、同市西条 又は同市禎瑞に漁 業根拠地を有する 者
			定めなし	西条市西部地区地先海域 ただし、当該漁業地区以外の共同漁業権漁場 区域を除く。	1.1～ 12.31	西条市吉井、同市 壬生川又は同市河 原津に漁業根拠地 を有する者
			定めなし	今治市及び越智郡上島町地先海域 ただし、当該市町以外の共同漁業権漁場区域 を除く。	1.1～ 12.31	今治市又は越智郡 上島町に漁業根拠 地を有する者
小型定置 網漁業	雑魚小型定 置網漁業	0隻 (許可又 は起業の 認可を受 けている 漁業者の 数2人)	定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町津根と同市土居町 藤原との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 20 度 12 分 12 秒 3,350メートルの点 イ Aから岡山県六島西端見通し 3,400 メートルの点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 400メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 400メートルの点	4.1～ 6.30	四国中央市土居町 に漁業根拠地を有 する者
			定めなし	アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町藤原と同市土居町 蕪崎との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 24 度 3,400メートル の点 イ Aから磁針方位 20 度 3,400メートル の点		

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 船等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				ウ イから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点 エ アから香川県円上島中心見通し 550 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 30 度 3, 500 メートル の点 イ Aから磁針方位 26 度 3, 430 メートル の点 ウ イから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 500 メートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の喰 合見通し 500 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 21 度 3, 450 メートル の点 イ Aから磁針方位 17 度 3, 400 メートル の点 ウ イから香川県股島西端見通し 500 メ ートルの点 エ アから香川県円上島と同県股島の中心 見通し 500 メートルの点		
				アイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲ま れた区域 基点A 四国中央市土居町蕪崎と同市土居町 天満との最大高潮時海岸線における境 界 点ア Aから磁針方位 9 度 3, 300 メートル の点 イ Aから磁針方位 4 度 3, 250 メートル の点 ウ イから香川県円上島東端見通し 500 メートルの点 エ アから香川県円上島東端見通し 500 メートルの点		

備考1 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。

- 2 令和2年愛媛県規則第57号による改正前の愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第10条の規定に基づき交付された許可証は、令和2年愛媛県規則第57号による改正後の愛媛県漁業調整規則第16条第1項の規定に基づき変更の許可を受け、同規則第29条の規定に基づき交付されたものとみなす（小型機船底びき網漁業（自家用釣り餌料びき網漁業を除く。）に係るものを除く。）。